

改正案	現行
<p>（新規登録及び更新登録の申請手続）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 業務の範囲が次条に規定する第二種旅行業務、第三種旅行業務又は地域限定旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事</p> <p>三（略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 第三種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域（次号において「拠点区域」という。）内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）</p> <p>四 地域限定旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の拠点区域内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの及び同項第三号から第五号まで</p>	<p>（新規登録及び更新登録の申請手続）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 業務の範囲が次条に規定する第二種旅行業務又は第三種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事</p> <p>三（略）</p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 第三種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域内において実施されるものであって、旅行者が旅行者等に支払うべき対価（当該対価の額の二〇％に相当する金額を超えない範囲内で収受することができる申込金を除く。）は旅行開始日以降に収受するものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）</p>

に掲げる行為（一の行為ごとに一の拠点区域内における運送等サービスを提供に係るものを除く。）に係るもの以外のもの）

第一条の四 更新登録の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を更新登録申請書に添付して提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合にあつては、前条第一項第一号イからホまでに掲げる書類

二 (略)

2 3 (略)

(財産的基礎)

第三条 (略)

一 三 (略)

四 登録業務範囲が地域限定旅行業務である旅行業（以下「地域限定旅行業」という。）を営もうとする者 百万円

(変更登録)

第四条の二 (略)

一 (略)

二 第二種旅行業、第三種旅行業又は地域限定旅行業への変更登録の申請をしようとする旅行業者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事

2 5 (略)

(登録事項の変更の届出)

第五条 旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）は、法第六条の四第三項の規定により登録事項の変更の届出をしようとするときは、登録行政庁に、第四号様式による登録事項変

第一条の四 更新登録の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を更新登録申請書に添付して提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合にあつては、前条第一号イからホまでに掲げる書類

二 (略)

2 3 (略)

(財産的基礎)

第三条 (略)

一 三 (略)

(変更登録)

第四条の二 (略)

一 (略)

二 第二種旅行業又は第三種旅行業への変更登録の申請をしようとする旅行業者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事

2 5 (略)

(登録事項の変更の届出)

第五条 旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）は、法第六条の四第三項の規定により登録事項の変更の届出をしようとするときは、登録行政庁に、第四号様式による登録事項変

更届出書を提出しなければならない。ただし、第二種旅行者、第三種旅行者、地域限定旅行者又は旅行者代理業者が法第四条第一項第二号に規定する主たる営業所の所在地の変更（都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。）の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

2・3（略）

第五十一条（略）

2 法第二十五条の二第一項の規定により試験事務を実施する旅行業協会の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験事務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。

名称	一般社団法人日本 旅行業協会 (略)	主たる事務所の 所在地	(略)	試験事務を行う事務所の 所在地	(略)
----	--------------------------	----------------	-----	--------------------	-----

更届出書を提出しなければならない。ただし、第二種旅行者、第三種旅行者又は旅行者代理業者が法第四条第一項第二号に規定する主たる営業所の所在地の変更（都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。）の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

2・3（略）

第五十一条（略）

2 法第二十五条の二第一項の規定により試験事務を実施する旅行業協会の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験事務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。

名称	社団法人日本旅行 業協会（昭和三十 八年十一月八日に 社団法人国際旅行 業者協会という名 称で設立され、昭 和五十年十月一日 に社団法人日本旅 行業協会という名 称に変更された法 人をいう。） (略)	主たる事務所の 所在地	(略)	試験事務を行う事務所の 所在地	(略)
----	---	----------------	-----	--------------------	-----

別表（第七条関係）

前事業年度における旅行業額に關する旅行者との取引の額（第6条の2第1項に掲げる場合にあつては、同条第2項に掲げる額）	営業保証金の額			
	第一種旅行業の登録を受けた者	第二種旅行業の登録を受けた者	第三種旅行業の登録を受けた者	地域限定旅行業の登録を受けた者
500万円未満	700万円	1100万円	300万円	100万円
500万円以上	2000万円	1100万円	300万円	300万円
2億円	7000万円	1100万円	450万円	450万円
4億円	7000万円	1100万円	750万円	750万円
7億円	7000万円	1300万円	900万円	900万円
10億円	7000万円	1400万円	1000万円	1000万円
15億円	7000万円	1500万円	1100万円	1100万円
20億円	7000万円	1600万円	1200万円	1200万円
30億円	7000万円	1800万円	1300万円	1300万円
40億円	7000万円	1900万円	1400万円	1400万円
50億円	7000万円	2300万円	1600万円	1600万円
60億円	7000万円	2700万円	1900万円	1900万円
70億円	8000万円	3000万円	2200万円	2200万円
80億円	10000万円	3800万円	2700万円	2700万円
150億円	12000万円	4800万円	3200万円	3200万円
300億円	13000万円	4800万円	3400万円	3400万円
500億円	14000万円	5300万円	3800万円	3800万円
700億円	15000万円	5500万円	4000万円	4000万円
1000億円	16000万円	6000万円	4300万円	4300万円
1500億円	18000万円	6800万円	4700万円	4700万円
2000億円	20000万円	7800万円	5400万円	5400万円
3000億円	25000万円	9200万円	6600万円	6600万円
4000億円	30000万円	11000万円	7900万円	7900万円
5000億円	38000万円	13000万円	9800万円	9800万円
1兆円	45000万円	17000万円	12000万円	12000万円
2兆円以上1兆円につき	10000万円	3000万円	2500万円	2500万円

別表（第七条関係）

前事業年度における旅行業額に關する旅行者との取引の額（第6条の2第1項に掲げる場合にあつては、同条第2項に掲げる額）	営業保証金の額			
	第一種旅行業の登録を受けた者	第二種旅行業の登録を受けた者	第三種旅行業の登録を受けた者	地域限定旅行業の登録を受けた者
2億円未満	7000万円	1100万円	300万円	100万円
2億円以上	2000万円	1100万円	450万円	450万円
4億円	2000万円	1100万円	750万円	750万円
7億円	2000万円	1300万円	900万円	900万円
10億円	2000万円	1400万円	1000万円	1000万円
15億円	2000万円	1500万円	1100万円	1100万円
20億円	2000万円	1600万円	1200万円	1200万円
30億円	2000万円	1800万円	1300万円	1300万円
40億円	2000万円	1900万円	1400万円	1400万円
50億円	2000万円	2300万円	1600万円	1600万円
60億円	2000万円	2700万円	1900万円	1900万円
70億円	8000万円	3000万円	2200万円	2200万円
80億円	10000万円	3800万円	2700万円	2700万円
150億円	12000万円	4800万円	3200万円	3200万円
300億円	13000万円	4800万円	3400万円	3400万円
500億円	14000万円	5300万円	3800万円	3800万円
700億円	15000万円	5500万円	4000万円	4000万円
1000億円	16000万円	6000万円	4300万円	4300万円
1500億円	18000万円	6800万円	4700万円	4700万円
2000億円	20000万円	7800万円	5400万円	5400万円
3000億円	25000万円	9200万円	6600万円	6600万円
4000億円	30000万円	11000万円	7900万円	7900万円
5000億円	38000万円	13000万円	9800万円	9800万円
1兆円	45000万円	17000万円	12000万円	12000万円
2兆円以上1兆円につき	10000万円	3000万円	2500万円	2500万円

第一号様式（第一条及び第四条の二関係）

新規登録 更新登録 変更登録		申請書(1)	
受付印	紐印	収入印紙又は証紙ちよう付個所 (捺印しないこと。)	
観光庁 知事	長官 登録	旅行業 第 号	旅行業者代理業 第 号
業務の範囲 (旅行業の場合)		第一種旅行業	第二種旅行業
ふりがな 氏名 〔法人にあっては、 その名称〕			
ふりがな 代表者の氏名 (法人の場合)			
ふりがな 住所 〔法人にあっては、 その所在地〕			
ふりがな 商号			
ふりがな 主たる営業所の 名称		主たる営業所の 所在地	
氏名又は名称			
観光庁 知事		長官 登録	
第三条 旅行業法 第六条の三第一項 第六条の四第一項		新規登録 更新登録 変更登録 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。	
注1		注2	
申請者の氏名又は名称			
年月日			

注1 登録番号の記載は更新登録の申請の場合に、収入印紙又は証紙のちよう付
は、手数料を納めなければならない登録の申請に限る。
注2 氏名を記載し、捺印することによって、署名することができる。

(日本工業規格 A列4番)

第一号様式（第一条及び第四条の二関係）

新規登録 更新登録 変更登録		申請書(1)	
受付印	紐印	収入印紙又は証紙ちよう付個所 (捺印しないこと。)	
観光庁 知事	長官 登録	旅行業 第 号	旅行業者代理業 第 号
業務の範囲 (旅行業の場合)		第一種旅行業	第二種旅行業
ふりがな 氏名 〔法人にあっては、 その名称〕			
ふりがな 代表者の氏名 (法人の場合)			
ふりがな 住所 〔法人にあっては、 その所在地〕			
ふりがな 商号			
ふりがな 主たる営業所の 名称		主たる営業所の 所在地	
氏名又は名称			
観光庁 知事		長官 登録	
第三条 旅行業法 第六条の三第一項 第六条の四第一項		新規登録 更新登録 変更登録 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。	
注1		注2	
申請者の氏名又は名称			
年月日			

注1 登録番号の記載は更新登録の申請の場合に、収入印紙又は証紙のちよう付
は、手数料を納めなければならない登録の申請に限る。
注2 氏名を記載し、捺印することによって、署名することができる。

(日本工業規格 A列4番)

